

新潟県条例第8号

新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(法人の課税標準の区分経理)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業又は貿易保険業</u>とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u>を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u>に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u>を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額 (略)</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u> 各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として</p>	<p style="text-align: center;">(法人の課税標準の区分経理)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業<u>又は保険業</u>とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u>を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u>に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u>を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額 (略)</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u> 各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として</p>

の法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額とする。

3 (略)

第17条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額
(略)

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額

2 (略)

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車内で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回

の法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額とする。

3 (略)

第17条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額
(略)

(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額

2 (略)

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車内で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回

収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成28年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

2 次に掲げる自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定め

<p>(5) (略)</p> <p>3 エネルギー消費効率が<u>基準エネルギー消費効率</u>であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>るもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</p> <p>4・5 (略)</p>
--	--

第2条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号(以下この条において「移動款等」という。)に対応する同表の改正後の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号(以下この条において「移動後款等」という。)が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等(以下この条において「削除款等」という。)を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等(以下この条において「追加款等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除款等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(款、条、項及び号の表示並びに追加款等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節～第5節 (略)	第1節～第5節 (略)
第5節の2 <u>削除</u>	第5節の2 <u>自動車取得税(第56条の2－第56条の7)</u>
第5節の3 (略)	第5節の3 (略)
第6節 自動車税	第6節 自動車税(第57条－第74条)
第1款 <u>通則(第57条)</u>	
第2款 <u>環境性能割(第58条－第63条)</u>	
第3款 <u>種別割(第64条－第74条の3)</u>	
第7節・第8節 (略)	第7節・第8節 (略)
第3章～第5章 (略)	第3章～第5章 (略)
附則	附則
(県税として課する税目)	(県税として課する税目)
第4条 県税普通税として、次に掲げるものを課す	第4条 県税普通税として、次に掲げるものを課す

る。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2 (略)

(課税地)

第8条 (略)

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1) 普通徴収に係る徴収金（第7号に掲げる徴収金を除く。） 賦課すべき日における課税客体の所在地

(2) (略)

(3) 申告納入に係る徴収金（第5号に掲げる徴収金を除く。） 特別徴収すべき県税に係る店舗又は施設等の場所の所在地

(4) (略)

(5) (略)

(6) 法第162条第1項（環境性能割の納付の方法）に規定する証紙による徴収以外の現金により徴収する自動車税の環境性能割に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所（県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場）の所在地

(7) 普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金 賦課すべき日における自動車の所有者（法第146条第3項（自動車税の納税義務者等）に規定する使用者にあつては、当該使用者）の住所（県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場）の所在地

3 (略)

(災害等による期限の延長)

第9条 (略)

2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすることができないと認める場合には、同項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から、第1号に掲げるものについては4月以内、第2号に掲げるものについては1月以内に限り、期日を指定し

る。

(1)～(6) (略)

(7) 自動車取得税

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2 (略)

(課税地)

第8条 (略)

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1) 普通徴収に係る徴収金（第5号に掲げる徴収金を除く。） 賦課すべき日における課税客体の所在地

(2) (略)

(3) 申告納入に係る徴収金（第7号に掲げる徴収金を除く。） 特別徴収すべき県税に係る店舗又は施設等の場所の所在地

(4) (略)

(5) 法第124条第1項（自動車取得税の納付の方法）に規定する証紙による徴収以外の現金により徴収する自動車取得税に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所（県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場）の所在地

(6) (略)

(7) 普通徴収による自動車税に係る徴収金 賦課すべき日における自動車の所有者（法第145条第3項（自動車税の納税義務者等）に規定する使用者にあつては、当該使用者）の住所（県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場）の所在地

3 (略)

(災害等による期限の延長)

第9条 (略)

2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすることができないと認める場合には、同項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から、第1号に掲げるものについては4月以内、第2号に掲げるものについては1月以内に限り、期日を指定し

て当該期限を延長することができる。

(1) 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉦区税、固定資産税及び狩猟税

(2) (略)

3 (略)

(納税管理人の申告等)

第10条 県税（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」という。）の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税の種別割、鉦区税又は固定資産税に限る。次項において同じ。）の納税義務者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあっては、県内に事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合）においては、課税地を所管する地域振興局の所管区域内に住所等を有する者（以下この項において「管内居住者等」という。）のうちから納税管理人を定め、これに定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人申告書を知事に提出し、又は課税地を所管する地域振興局の所管区域外に住所等を有する者（以下この項において「管外居住者等」という。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を管内居住者等に変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においては、その変更若しくは異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、又は納税管理人を管外居住者等に変更しようとする場合その他承認を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更をする必要が生じた日若しくはその異動を生じた日から10日以内にその旨を申請して承認を受けなければならない。

2 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 法第20条の10（納税証明書の交付）の証明書の交付を請求する者は、別に知事が定める請求書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる証明書の交付の請求については、口頭で

て当該期限を延長することができる。

(1) 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、鉦区税、固定資産税及び狩猟税

(2) (略)

3 (略)

(納税管理人の申告等)

第10条 県税（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」という。）の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税又は固定資産税に限る。次項において同じ。）の納税義務者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあっては、県内に事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合）においては、課税地を所管する地域振興局の所管区域内に住所等を有する者（以下この項において「管内居住者等」という。）のうちから納税管理人を定め、これに定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人申告書を知事に提出し、又は課税地を所管する地域振興局の所管区域外に住所等を有する者（以下この項において「管外居住者等」という。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を管内居住者等に変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においては、その変更若しくは異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、又は納税管理人を管外居住者等に変更しようとする場合その他承認を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更をする必要が生じた日若しくはその異動を生じた日から10日以内にその旨を申請して承認を受けなければならない。

2 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 法第20条の10（納税証明書の交付）の証明書の交付を請求する者は、別に知事が定める請求書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる証明書の交付の請求については、口頭で

することができる。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定によって返付を受けようとする自動車検査証に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税の種別割を滞納していないこと又は自動車税の種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書

(2) (略)

2～4 (略)

(法人税割の税率)

第22条 法人税割の税率は、100分の1とする。

第5節の2 削除

第56条の2から第56条の7まで 削除

することができる。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定によって返付を受けようとする自動車検査証に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないこと又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書

(2) (略)

2～4 (略)

(法人税割の税率)

第22条 法人税割の税率は、100分の3.2とする。

第5節の2 自動車取得税

(自動車取得税の納付の方法)

第56条の2 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第122条第1項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書又は法第123条第2項（自動車取得税の修正申告納付）の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）に定める証紙をはってしなければならない。この場合には、当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器（別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。）で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

(証紙金額の表示等)

第56条の3 前条後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）において取り扱うものとする。

2 知事は、前項の規定により証紙代金収納計器取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも同様とする。

(無効の表示)

第56条の4 証紙代金収納計器で表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、これを無効とする。

(証紙代金収納計器取扱者に対する質問、検査等)

第56条の5 知事は、証紙代金収納計器の使用状況に関する調査のために必要があると認めるときは、当該職員に、証紙代金収納計器の取扱場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は証紙代金収納計器、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(知事への委任)

第56条の6 証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

(自動車取得税の減免)

第56条の7 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。

(1) 天災により、法第122条第1項各号（自動車取得税の申告納付）に定める自動車の取得の日から別に知事が定める期間内に当該自動車が滅失し、又は損壊してその使用に耐えなくなった場合の当該自動車の取得

(2) 天災により滅失し、又は損壊した自動車（前号の規定により減免を受けた自動車の取得に係る自動車を除く。）に代わるものと知事が認める自動車の取得（当該滅失又は損壊の日から別に知事が定める期間内の取得に限る。）

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得

(4) 日本赤十字社の救急自動車、へき地巡回診療車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

(5) 身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）又は身体障害者等（身体障害者又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要と認めるもの

第6節 自動車税

第1款 通則

(非課税とする自動車の範囲)

第57条 法第148条第2項(国等に対する自動車税の非課税)の規定により非課税とする日本赤十字社が所有する自動車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得で知事が必要と認めるもの

(7) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車の取得で知事が必要と認めるもの

2 前項の申請は、同項第1号に該当する場合にあっては事由発生の都度、同項第2号から第7号までに該当する場合にあっては法第122条第1項(自動車取得税の申告納付)の申告書を提出する際に、別に定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならない。

3 第1項第5号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

第6節 自動車税

(自動車税の課税免除)

第57条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第2号から第4号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1) 商品であって使用しない自動車

(2) 消防専用自動車又は救急専用自動車

(3) 私立学校が所有する自動車のうち専ら生徒の教育練習の用に供する自動車

(4) 公益のため直接専用する自動車に別知事が定めるもの

2 前項ただし書の規定によって知事の承認を受けようとする者は、その事由が発生した日から7日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号

(2) 申請の事由

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(非課税とする自動車の範囲)

第58条 法第146条第2項(自動車税の非課税の範囲)の規定により非課税とする日本赤十字社が所有する自動車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(5) (略)

第2款 環境性能割

(環境性能割の納付の方法)

第58条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書又は法第161条第2項（環境性能割の修正申告納付）の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）に定める証紙を貼ってしなければならない。この場合には、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器（別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。）で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

(証紙金額の表示等)

第59条 前条後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）において取り扱うものとする。

2 知事は、前項の規定により証紙代金収納計器取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも同様とする。

(無効の表示)

第60条 証紙代金収納計器で表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、これを無効とする。

(証紙代金収納計器取扱者に対する質問、検査等)

第61条 知事は、証紙代金収納計器の使用状況に関する調査のために必要があると認めるときは、当該職員に、証紙代金収納計器の取扱場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は証紙代金収納計器、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(知事への委任)

第62条 証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

(環境性能割の減免)

第63条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、環境性能割を減免する。

(1) 天災により、法第160条第1項各号（環境性能割の申告納付）に定める自動車の取得の日から別に知事が定める期間内に当該自動車が滅失し、又は損壊してその使用に耐えなくなった場合の当該自動車の取得

(2) 天災により滅失し、又は損壊した自動車（前号の規定により減免を受けた自動車の取得に係る自動車を除く。）に代わるものと知事が認める自動車の取得（当該滅失又は損壊の日から別に知事が定める期間内の取得に限る。）

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得

(4) 身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）又は身体障害者等（身体障害者又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要と認めるもの

(5) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得で知事が必要と認めるもの

(6) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車の取得で知事が必要と認めるもの

2 前項の申請は、同項第1号に該当する場合にあつては事由発生の都度、同項第2号から第6号までに該当する場合にあつては法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の申告書を提出する際に、別に定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならない。

3 第1項第4号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

第3款 種別割

(種別割の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から第4号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 商品であつて使用しない自動車
- (2) 消防専用自動車又は救急専用自動車
- (3) 私立学校が所有する自動車のうち専ら生徒の教育練習の用に供する自動車
- (4) 公益のため直接専用する自動車であつて別に知事が定めるもの

2 前項ただし書の規定によつて知事の承認を受けようとする者は、その事由が発生した日から7日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号
- (2) 申請の事由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(種別割の税率)

第65条 種別割の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあつては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
(略)			
(3) バス	一般乗合用バス	(略)	
	一般乗合用バス以外のバス	(略)	
(略)			

2 (略)

(種別割の税率の特例)

第66条 法第177条の7第3項(積雪地域の種別割の標準税率)に規定する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の表及び第2項の表に掲げる税率に、10分の10から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

- (1)～(4) (略)

2・3 (略)

(自動車税の税率)

第59条 自動車税の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあつては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
(略)			
(3) バス	一般乗合用のもの	(略)	
	一般乗合用のもの以外のもの	(略)	
(略)			

2 (略)

(自動車税の税率の特例)

第60条 法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の表及び第2項の表に掲げる税率に、10分の10から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

- (1)～(4) (略)

2・3 (略)

第67条 次の各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(種別割の納期)

第68条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で、普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の証紙徴収の方法)

第69条 種別割の納税者は、法第177条の11第3項(種別割の徴収の方法)の規定によって種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をした際に、新潟県収入証紙条例に定める証紙を次条の規定により提出すべき申告書に貼ってしなければならない。この場合には、当該証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 第59条から第62条までの規定は、前項後段の場合に準用する。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第70条 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実の発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録(以下「変更登録」という。)又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に)、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 自動車が第64条の規定の適用を受けることとなったとき又は受けなくなったとき。

(3) 法第146条第3項(自動車税の納税義務者等)の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

(4) (略)

2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、変更登録又は移

第61条 次の各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、第59条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(自動車税の納期)

第62条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で、普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の証紙徴収の方法)

第63条 自動車税の納税者は、法第151条第3項(自動車税の徴収の方法)の規定によって自動車税を払い込むときは、当該自動車について道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をした際に、新潟県収入証紙条例に定める証紙を第68条の規定により提出すべき申告書にはってなければならない。この場合には、当該証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 第56条の3から第56条の6までの規定は、前項後段の場合に準用する。

第64条から第67条まで 削除

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第68条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実の発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(7日を経過する日までの間に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際に)に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 自動車が第57条の規定の適用を受けることとなったとき又は受けなくなったとき。

(3) 法第145条第3項(自動車税の納税義務者等)の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

(4) (略)

2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に道路運送車両法第7条、第

転登録の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

- 3 種別割の納税義務者が、第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(種別割に関する報告)

第71条 法第147条第1項(自動車税のみなす課税)に規定する自動車の売主は、法第177条の13第2項(種別割の賦課徴収に関する報告の義務)の規定により知事から請求があった場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項について、別に知事が定めるところにより報告しなければならない。

(種別割の減免)

第72条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要と認める者に限り、当該納税者の申請によって種別割を減免することができる。

- 2 前項の規定によって、種別割の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前7日までに、その他のものにあつては事由発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書に別に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第73条 知事は、身体障害者又は精神障害者が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、種別割を減免することができる。

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由

12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

- 3 自動車税の納税義務者が、第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(自動車税に関する報告)

第69条 法第145条第2項(自動車税の納税義務者等)に規定する自動車の売主は、法第152条第2項(自動車税の賦課徴収に関する報告の義務)の規定により知事から請求があった場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項について、別に知事が定めるところにより報告しなければならない。

(自動車税の減免)

第70条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要と認める者に限り、当該納税者の申請によって自動車税を減免することができる。

- 2 前項の規定によって、自動車税の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前7日までに、その他のものにあつては事由発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書に別に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2項に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 3 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第71条 知事は、身体障害者又は精神障害者が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理

を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

第74条 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、構造変更等により減免を受ける理由がなくなった場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第74条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の全てに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) 納付すべき種別割に係る徴収金（法第11条の9第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による種別割を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された種別割を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が定める書類を添付して

を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

第72条 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、構造変更等により減免を受ける理由がなくなった場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第73条 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件のすべてに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、自動車税を減免することができる。

(1) 納付すべき自動車税に係る徴収金（法第11条の9第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による自動車税を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された自動車税を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が定める書類を添付し

知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(種別割に係る督促)

第74条の3 知事は、種別割の納税者が納期限までに種別割に係る徴収金を完納しないときは、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第36条、第43条、第70条、第71条、第76条若しくは第93条又は法第72条の55第1項（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）、第74条の10第1項から第3項まで（たばこ税の申告納付の手続）、第160条（環境性能割の申告納付）若しくは法第745条第1項（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する法第383条（固定資産の申告）の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

て知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(自動車税に係る督促)

第74条 知事は、自動車税の納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しないときは、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第36条、第43条、第68条、第69条、第76条若しくは第93条又は法第72条の55第1項（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）、第74条の10第1項から第3項まで（たばこ税の申告納付の手続）、第122条第1項（自動車取得税の申告納付）若しくは法第745条第1項（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）において準用する法第383条（固定資産の申告）の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の0.3
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年800万円以下 の金額	100分の0.5
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の0.7

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分
によって各事業年度の所得を区分し、当該区分
に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算し
た金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400 万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400 万円を超える金額	100分の4.6

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次の表の左
欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所
得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲
げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400 万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400 万円を超え年800万円以下の金 額	100分の5.1
各事業年度の所得のうち年800 万円を超える金額	100分の6.7

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険
業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税
に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第
2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額
に100分の0.9を乗じて得た金額とする。

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業
所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資
金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対す
る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）
の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に
掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額
とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人
（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗
じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を
乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の0.7を乗じて得
た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.6を
乗じて得た金額

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度
の所得に100分の6.7を乗じて得た金額

第17条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額

2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の4.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。））、天然ガス自動車（同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（同項第3号に規定する電力併用自動車をいう。）並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん

引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの)にあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項及び次項にお

2 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同表の重課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

3 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前2項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

いて「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあつては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあつては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

5 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前各項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

第21条 法第177条の7第3項（積雪地域の種別割の標準税率）に規定する自動車税の種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 運行できない期間が1月を超える地区に主たる定置場（第66条第3項に規定する主たる定置場をいう。）を有する自動車の所有者は、運行できない期間について別に知事が定める届出書を知事に提出することができる。

第22条 第67条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 （略）

第21条 法第147条第3項（積雪地域の自動車税の標準税率）に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 運行できない期間が1月を超える地区に主たる定置場（第60条第3項に規定する主たる定置場をいう。）を有する自動車の所有者は、運行できない期間について別に知事が定める届出書を知事に提出することができる。

第22条 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 （略）

第3条 新潟県税条例の一部を次のように改正する。

附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

附則別表第1

		自動車の区分	重課税率（年額）
(1) 乗用車	営業用	総排気量が1リットル以下のもの	8,600円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円
		総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円
	自家用	総排気量が1リットル以下のもの	33,900円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	39,600円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	45,400円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	51,700円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	58,600円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	66,700円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	76,400円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	87,900円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	101,200円
総排気量が6リットルを超えるもの	127,600円		
(2) トラック	営業用	最大積載量が1トン以下のもの	7,100円
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900円
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200円
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500円

		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300円	
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200円	
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000円	
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400円	
		最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	
	自家用	最大積載量が1トン以下のもの	8,800円	
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円	
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円	
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	22,500円	
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円	
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円	
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円	
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円	
		最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額	
	けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円
			普通自動車に属するもの	16,600円
		自家用	小型自動車に属するもの	11,200円
			普通自動車に属するもの	22,600円
(3) バス	営業用	一般乗合用バス以外のバス	乗車定員が30人以下のもの	29,100円
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円
			乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800円
			乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円
			乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円
			乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円
			乗車定員が80人を超えるもの	70,400円
	自家用	乗車定員が30人以下のもの	36,300円	
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	45,100円	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	53,900円	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	62,700円	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	72,000円	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	81,400円	
		乗車定員が80人を超えるもの	91,300円	
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	
		自家用	6,900円	
(5) 特種用途自動車	キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの	27,100円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300円	

		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900円
		総排気量が6リットルを超えるもの	102,100円
	霊きゆう車		9,700円
乗用車に類するもの	営業用	総排気量が2リットル以下のもの	8,600円
		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円
	自家用	総排気量が2リットル以下のもの	33,900円
		総排気量が2リットルを超えるもの	45,400円
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円
		小型自動車に属するもの	13,200円
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円
		小型自動車に属するもの	36,300円
	三輪の小型自動車に類するもの		第4号に掲げる当該税率の額

附則別表第2

自動車の区分		重課税率（年額）
営業用	総排気量が1リットル以下のもの	4,100円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900円
自家用	総排気量が1リットル以下のもの	5,700円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,900円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,800円

（新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部改正）

第4条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、県民税の均等割、不動産取得税及び自動車税の環境性能割の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、県民税の均等割、不動産取得税及び自動車取得税の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p>

<p>(自動車税の環境性能割の課税免除)</p> <p>第4条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する自動車について前条各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する<u>自動車税の環境性能割</u>を免除することができる。</p>	<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第4条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する自動車について前条各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する<u>自動車取得税</u>を免除することができる。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条並びに附則第3項及び第6項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「31年新条例」という。）第22条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「29年新条例」という。）第30条、第31条及び附則第17条から第17条の3までの規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第2条の規定による改正前の新潟県県税条例（以下「31年旧条例」という。）附則第17条の2及び第17条の3の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 29年新条例附則第20条の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 31年新条例及び第4条の規定による改正後の新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

8 31年新条例及び第3条の規定による改正後の新潟県県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(証紙代金収納計器取扱者に関する経過措置)

9 31年新条例の施行の際現に31年旧条例第56条の3第1項の規定により証紙代金収納計器取扱者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該証紙代金収納計器取扱者の指定は、31年新条例第59条第1項の規定による証紙代金収納計器取扱者の指定とみなす。

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

10 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(事業税の不均一課税)	(事業税の不均一課税)
<p>第3条 知事は、産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（前条第1項の規定による指定の日以後に新設又は増設の着手をしたもので、当該家屋その他規則で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であって規則で定めるものの数(以</p>	<p>第3条 知事は、産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（前条第1項の規定による指定の日以後に新設又は増設の着手をしたもので、当該家屋その他規則で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であって規則で定めるものの数(以</p>

下この条において「増加雇用者数」という。)が3人以上となるもののうち規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。)を新設し、又は増設した個人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後3年以内(増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した個人にあつては、6年以内)の各年の所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)、事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内(増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては、6年以内)に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

下この条において「増加雇用者数」という。)が3人以上となるもののうち規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。)を新設し、又は増設した個人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後3年以内(増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した個人にあつては、6年以内)の各年の所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)、事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内(増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては、6年以内)に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前項の規定による改正前の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 12 新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表(第7条関係)			別表(第7条関係)		
(略)			(略)		
新潟県県税条例 (平成18年新潟 県条例第10号)	<u>第63条第1項(同項第 4号に掲げる自動車の 取得に係る申請書を提 出する場合に限る。)及 び第73条第2項</u>	(略)	新潟県県税条例 (平成18年新潟 県条例第10号)	<u>第56条の7第1項(同 項第5号に掲げる自動 車の取得に係る申請書 を提出する場合に限 る。)及び第71条第2項</u>	(略)

(新潟県核燃料税条例の一部改正)

- 13 新潟県核燃料税条例(平成26年新潟県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(課税地等)		(課税地等)	
第12条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税条例の適用については、同条例第4条第1項中	<u>「(10) 固定資産</u>	第12条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税条例の適用については、同条例第4条第1項中	<u>「(11) 固定資産</u>
<u>「(10) 固定資産税」とあるのは (11) 核燃料税</u>		<u>「(11) 固定資産税」とあるのは (12) 核燃料税</u>	

税

」と、同条例第8条第2項第2号中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地（核燃料税に係る徴収金にあっては、発電用原子炉の所在地）」と、同条例第9条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県核燃料税条例（平成26年新潟県条例第71号）」と、同条第2項第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税、核燃料税」とする。

税

」と、同条例第8条第2項第2号中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地（核燃料税に係る徴収金にあっては、発電用原子炉の所在地）」と、同条例第9条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県核燃料税条例（平成26年新潟県条例第71号）」と、同条第2項第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税、核燃料税」とする。

（新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正）

14 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（県税の不均一課税）	（県税の不均一課税）
<p>第2条 知事は、認定事業者に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第31条、第34条、第41条、<u>第77条並びに附則第17条及び第18条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）及び同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するもの（認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数を県外にある他の事業所から転勤させて行うものに限る。）に係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した個人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、特別償却設備を新設し、又は増設した法人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるもの</p>	<p>第2条 知事は、認定事業者に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第31条、第34条、第41条、<u>第77条及び附則第17条から第18条</u>までの規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）及び同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するもの（認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数を県外にある他の事業所から転勤させて行うものに限る。）に係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した個人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、特別償却設備を新設し、又は増設した法人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるもの</p>

<p>をいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定による税率に2分の1を乗じて得た税率 (2)・(3) (略)</p>	<p>をいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率 (2)・(3) (略)</p>
--	--

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前項の規定による改正前の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。